



2024年9月13日

各位

会社名 株式会社アクリート
代表者名 代表取締役社長 株本 幸二
(コード番号：4395、東証グロース)
問合せ先 代表取締役副社長 田中 優成
電話番号 050-5369-3777

第三者割当による第4回新株予約権の発行並びに引受契約締結に関するお知らせ

当社は、2024年9月13日開催の取締役会において、第三者割当による第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株予約権の発行を称して「本資金調達」といいます。）について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、割当予定先との第4回新株予約権割当契約（以下、「引受契約」といいます。）締結についても合わせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

【新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2024年9月30日
(2) 新株予約権の総数	13,000個
(3) 発行価額	総額9,100,000円（新株予約権1個につき700円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,300,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 調達資金の額	1,075,100,000円 内訳：新株予約権の発行による調達額：9,100,000円 新株予約権行使による調達額：1,066,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額	820円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して7,000個 BANA 1号有限事業責任組合に対して6,000個
(8) その他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、引受契約により、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において当社普通株式の連続する20取引日の終値の平均値が行使価額の150%を超過

	<p>した場合、当社は、引受契約により、当該 20 取引日の平均出来高の 20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>③ 新株予約権の取得</p> <p>1. 当社は、本新株予約権の割当日から 18 か月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が本新株予約権を行使する前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で本新株予約権を取得することができるものとします。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、引受契約により、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は法人向け SMS 配信事業を 2010 年に開始して以来、15 年間にわたって日本における法人向け SMS 配信市場を創造・牽引してきたパイオニアとして、メッセージングサービス事業を展開して参りました。今ではグローバル IT 企業や国内大手企業など様々な企業にご利用いただき、現在では SMS 最終利用企業数が 5,000 社を突破しました。年間 10 億通規模の SMS 配信を可能とする事業基盤を構築し、また、コロナ禍においては行政からの連絡ツールとして利用されたことから、配信通数、売上高も大きく成長しました。その間に 2021 年からグループ 3 社を加えたことで現在ではサービス利用企業数も 10,000 社を超える規模に成長し、同時に日本国内のみならず、中長期的には「アジアのアクリット」を目指して海外、特にアジア地域で、日本での事業展開から培った知見や経験、事業ネットワーク・アライアンスを活用することでアジアという広大なマーケットでの事業拡大に取り組んで参りました。

すでに現地子会社により事業展開に着手しているベトナムに加え、中国では同業で中国国内では大きなシェアと実績を誇る SMS サービス企業 Techown Information Technology Co., Ltd. との業務提携を行い、着実、かつ実効的な事業展開を進めております。

しかしながら、コロナ禍における特需が一段落し、また不安定な国際情勢や社会情勢、それに伴う為替市場の混乱や物価の高騰などの経済環境や国内外における SMS 配信市場における

競争の激化による配信単価の下落といった事業環境の大幅な変化は当社の業績を直撃しております。当社は今期においても「通数」においてトップシェア争いを続けており、今後も一定のシェアを確保した事業展開は可能であると判断しておりますが、今後は通数の伸びが収益に直結しない事態となることは明らかであり、2022年8月に策定した中期経営計画の計画値を下回る業績となったことから、2024年3月29日開催の定時株主総会にて刷新された新経営陣の下で、当該中期経営計画について2024年7月12日にその修正を行うこととお知らせした次第です。この中期経営計画の修正において、当社は踊り場を迎えたSMS配信市場において、当社の次なる成長戦略の必要性、新たなビジョンとそれに伴う事業体制と経営体制へ転換をお示しし、修正された中期経営計画の着実な達成を図り、当社の新たな「未来」を切り開く礎とするものとなりました。さらに次代のアクリートの企業価値創造と向上のために新たな中期経営計画の策定にも着手することを表明しております。

当社は従来のSMSメッセージングサービスという単体事業領域からの脱却を目指し、コミュニケーション（SMSメッセージング）事業に新たな2つのセグメント、ソリューション事業と投資・インキュベーション事業を加えた設定への変更を行いました。これは中長期的な視野に立って当社の企業価値向上を目指す場合には不可欠な選択であるとの判断からであり、特に「新たな収益源となる新規事業」と想定するソリューション事業はまさに「新たな次代のアクリートへの転換の為の成長因子」であり、AIをキーワードとして事業の取り組みを計画しており、当社の営業資産を活用するために機能する事業として展開していきます。また、次代へ向けた取り組みとして、投資・インキュベーション事業を開始することとし、当社とのシナジーのある技術・テクノロジーを発掘し、それらに対して投融資を行っていくことで事業面でのアライアンスの一環として機能させていき、当社を常にリーディング企業足らしめていくことを目的とした新たな企業価値創造のキーとして事業展開していく計画であります。

これらの「新たな次代のアクリート」のための計画の実現と達成のためには、現業の資金計画以外に一定の事業資金を調達する必要性が生じており、また当社のキャッシュ・フローの状況はコミュニケーション（SMSメッセージング）事業の収益率の悪化により2023年12月期営業利益が前年同期比で73.5%減少となり、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期976,311千円でしたが、2023年12月期は191,139千円と前年対比で大きく悪化しており、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローもマイナスの状況にあり、当社としての財務基盤の強化もまた課題となっております。2024年6月末現預金残高は1,400,610千円ですが、今回の用途総額1,299,100円に資金を使用すると手許残高をほぼ全て使用する為、資金ショートの高まりが懸念されます。そのため、当社が計画する新たなセグメントとして設定した事業のための事業資金の調達には、この方針に理解を示していただいた方を引受先として第三者割当による新株予約権の発行を行ない、所要資金の調達を行うことと致しました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、今回の資金調達を行うにあたり、その資金調達方法について慎重にいくつかの方法につき、比較検討を行いました。その結果、当社は、下記「その他の資金調達方法の検討」に記載した比較検討、及び下記「本資金調達方法の特徴」に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行にて資金調達を行うことが現時点で最適であるとの結論となりました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(その他の資金調達方法の検討)

当社は、本資金調達に際して、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資、転換社債型新株予約権付社債等の資金調達手段を検討いたしました。

当社にとって、間接金融（銀行借入）による資金調達は、取引金融機関との取引状況等を考慮しても1つの現実的な選択肢ではありましたが、借入コストの増加によるキャッシュ・フローの悪化や自己資本比率の低下を招く恐れがあることから、今回は本資金調達方法として適当ではないとの判断から見送りとなりました。

次に社債による資金調達については、必要額を確実に調達できるという利点がありますが、当社負債額を増加させることとなり、財務健全性に悪影響を及ぼすとの判断となり、銀行借入同様自己資本比率の低下を招くことから、本資金調達方法として適当ではないとの判断となり

ました。

前述しましたように借入及び社債による間接金融による資金調達には当社の自己資本比率の低下を招く恐れがあり、今期より無配当にある当社にとっては配当の再開は株主の皆様への1つのコミットメントでもあることから、当社にとって現実的な選択肢でも、適当な方法でもないとの判断から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクとデメリットを懸念はしつつも、直接金融という手段方法を選択せざるを得ないとの判断に至りました。そこで、いくつかのエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の株式市場の相場環境を勘案、既存株主の皆様の利益に対しても十分に配慮する仕組みを備えた手法と出来るかという点を重視して、以下の資金調達方法を検討いたしました。

まず、公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式及び新株予約権の発行よりも、所要時間が割高であること、また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすこととなり、株価に対する直接的な影響も大きくなることも考えられるために、当社の業績や株主の方々に対して無配となった現状では適当な方法とは言えないとの判断に至りました。

次に転換社債型新株予約権付社債については、発行時点で所要資金を確実に調達可能であるという利点は社債による調達と同様ですが、発行後に株式への転換が進まなかった場合に、当社の負債額が増加し、財務健全性へ悪影響を及ぼすことから、前述の間接金融による資金調達同様に適当ではないとの判断となりました。また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は、相対的に行使価額が修正される分、転換は進むものと判断されますが、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、既存株主の方々に希薄化というデメリットと株価に対する直接的な影響が大きくなるという点において不利益であると考えられます。こうしたデメリットを考慮した結果、当社としては行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債もまた、本資金調達方法として適当ではないとの判断となりました。

このようにその他の資金調達方法を検討した上で、今回の第三者割当による新株予約権の発行という資金調達方法は現時点における最良の選択肢であるとの判断に至りました。今回は割当予定先に対する本新株予約権の発行による資金調達であれば、当社の資金需要である事業資金のタイムリーな調達、かつ財務基盤の強化を図れるものであります。また行使価格を下回っていた場合には、資金調達できない不確実性がありますが、行使各期間において計画している事業計画を予定通り達成することによって、当社株価への下落圧力を可及的に軽減させ、既存株主の皆様の利益へ配慮しつつ、キャッシュ・フロー改善と事業計画推進を実施させるという当社のニーズを充足させ得るものであり、現時点における最良の選択肢として、この発行を決議したものであります。

【本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）の特徴】

本資金調達方法は当面の資金需要に対応しつつ、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に対して一定程度の配慮を行うスキームとしている点が特徴と言えます。当社の現状を鑑みた場合には現時点において他の資金調達と比較して、最良の選択であると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、当社が新株予約権の割当予定先と協議した点は、①株主価値の急激な希薄化をもたらさないように配慮していただけること、②よって保有方針としては一定期間保有すること、③当社の事業の進捗に応じた行使に協力すること、④予期せぬ株主の出現を防ぐために、引受により取得した株式を相対取引による売却は行わず、株式市場で売却すること、⑤社会情勢、経済環境といった状況の変化に応じて、当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に迅速に未行使分の新株予約権に関して買戻しが行えるように取得条項を付すことであります。こうした引受予定先との合意は結果として、当社が選択した本資金調達方法がそのデメリットを考慮しても、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものとも判断しております。

1) 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権の発行による資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、一

度に急激な希薄化を招くことを抑制することが可能です。また、当社株価が権利行使価額を上回った場合には、割当予定先は本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行なうことができますが、前述しましたように割当予定先は当社の事業の進捗に応じて適時に行使する方針に合意いただいているために、希薄化については業容の拡大に比例することが見込まれることから、株式価値希薄化への配慮は十分に行なえるものと考えます。

2) 取得条項と資金調達の柔軟性

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から18か月を経過した日以降、一定の手続を経ることにより、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を付しております。この取得条項により当社は、将来において、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断によって当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権発行後においても資本政策に関する一定の柔軟性を確保することができます。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は、下記に記載する条項（行使指示条項、取得条項）を通じて、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、それが以下の特徴であります。

（メリット）

1) 行使指示条項

本引受契約において、以下の行使指示条項を規定しております。割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本引受契約の行使指示条項によって、東京証券取引所において当社普通株式の連続する20取引日の終値の平均値が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該20取引日の平均出来高の20%を上限に、割当予定先に対して本新株予約権の行使を請求指示し、行わせることが出来ることとなっております。上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使することとなっております。行使指示実行時には、その旨を適時開示します。

2) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から18か月を経過した日以降、一定の手続を経ることにより、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を付しております。この取得条項により当社は、将来において、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断によって当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権発行後においても資本政策に関する一定の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権者が本新株予約権の行使を行う前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権1個につき払込金額と同額で本新株予約権を取得することができる旨の取得条項も付されており、本新株予約権の発行後も、組織再編に関する議論の柔軟性についても確保しております。

2) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当にて発行されており、かつ譲渡制限が付されているために、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡は行うことは出来ません。当社は、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件として、譲渡に関する検討を行い、譲渡承認に関する判断を行います。

(デメリット)

1) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約である為、不特定多数の新投資家からの資金調達を募るといえる点において限界があります。

2) 権利不行使

本新株予約権については、本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,075,100,000 円
内訳 (本新株予約権の発行による調達額)	9,100,000 円
(本新株予約権の行使による調達額)	1,066,000,000 円
発行諸費用の概算額	5,500,000 円
手取概算額	1,069,600,000 円

注：1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、リーガル関連費用 500 千円、新株予約権評価費用 3,000 千円、登記・事務関連費用 1,200 千円、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) 800 千円となります。

3. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の (手取り資金) の具体的な用途

	具体的な用途	金額 (千円)	支出予定時期
①	投資関連事業向け運転資金	600,000	2024年12月～2025年12月 (2024年12月期：100,000千円、 2025年12月期：500,000千円)
②	ソリューション関連事業資金	400,000	2024年11月～2025年6月 (2024年12月期：22,000千円、 2025年12月期：378,000千円)
③	経営高度化資金	30,000	2024年11月～2025年3月 (2024年12月期：8,000千円、2025年12月期：22,000千円)
④	借入金返済資金	39,600	2025年3月～2025年9月 (2025年12月期：39,600千円)
	合計	1,069,600	

① 投資関連事業向け運転資金：600,000 千円

当社が次代に向けた取り組みの要として想定した投資・インキュベーション事業のための事業資金であります。いずれも相手先との交渉状況に合わせて需要が変動する資金のため、機動的な充当が必要になります。具体的な用途としては、国内外の有望な開発系やAIベンチャーへの投資及びM&Aのための資金であり、当社では投資先企業の技術や製品を社内活用やインキュベーションを行なう事で投資先企業の事業育成支援を行いつつ、事業収益面での取り込みを目指すような形態での事業展開を行います。これまでも当社のソリューションとしてSMSの付帯サービスとなる可能性のある技術の発掘を行ってきた経緯から既に複数社の投資先候補との交渉をしております。また、当資金は、2024年7月12日開示「中期経営計画の修正に関するお知らせ」内の2025年12月期の目標想定値の前提に含まれております。

② ソリューション関連事業資金：400,000 千円

当社が「新たな次代のアクリートへの転換の為の成長因子」として「新たな収益源となる新規事業」と想定するソリューション事業のための事業資金として400,000千円を計上します。当該資金については、AIをキーワードとしての事業の取り組みを計画していることから、具体的な使途としてはソリューションの開発及び販売のための資金であり、教育系AIプログラムプロジェクトに58,000千円(内訳：ライセンス費用10,000千円、開発費用30,000千円、マーケティング費用18,000千円)、マーケティングAIプログラムである「ANOTHER AI(アナザーアイ)」プロジェクトに72,000千円(内訳：ライセンス費用12,000千円、開発費用40,000千円、マーケティング費用20,000千円)、AI関連企業との業務提携による同社製品の日本での展開に必要な資金として140,000千円(開発費用112,000千円、マーケティング費用28,000千円)、SMSソリューション開発費用として130,000千円を資金使途として計上します。なお、社内にて人材採用するのか外部委託で開発等を実施するのかについては、その開発に最適な体制を考慮して検討します。

③ 経営高度化資金：30,000千円

経営管理業務の強化を目的にした資金として、新規に展開する事業を管理統括するための管理システムの導入費用8,000千円と保守管理費用2,000千円、人材確保のための求人関連費用8,000千円、外部専門家への外注費12,000千円といった経営高度化に要する資金を中期経営計画の着実な実現のための資金として計上いたしました。

④ 借入金返済資金：39,600千円

当社の現業の収益率の低下により、営業キャッシュフローが悪化しており、今回のような直接金融による資金調達において、借入金につき、一部でも返済を行うことでキャッシュフロー改善に寄与するように計上致しました。

当社は、当該増資資金の活用により、収益構造改革、事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期的な視野に基づく事業構築の動きを確実にを行うことで、修正された中期経営計画の着実な実行と次代のアクリートへの転換のための足場づくりを行い、当社の将来的な企業価値向上を確実にしていくことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々のご期待に添えていけるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権行使により調達する時期は、新株予約権の行使状況によって決定されますが、今回は、当該資金使途が当社の企業価値の創造と向上に大きく寄与するものであることを割当予定先の方々から理解を得ており、よって当社事業の進捗に応じた行使に合意いただいております。加えて行使指示条項もあることから、株価が当初行使価額の150%を超過した場合にはタイムリーな資金調達が可能としています。資金使途は①から④の順番で優先して使用する予定であります。また、株価が行使価額に至らず資金調達が実施できなかった場合には、また改めて別の資金調達を検討いたします。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

この度調達する資金の使途は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載したとおりであります。当社は、2024年7月12日にもお知らせしたように事業環境や国際情勢、経済環境の大幅な変化により、中期経営計画の修正を行わざるを得ない状況にあり、当社も企業価値向上のために、次代に向けた新たなアクリートへの転換のために、中長期的な視野に立った新たな経営計画の策定を行わなくてはならない状況であります。よって今期から刷新された新経営陣により、当社の状況を改革、改善させるべく、従前の事業計画を修正した中期経営計画が策定され、また新たな中期経営計画の策定にも着手している状況です。よって今回の調達資金は新たなセグメントによる収益構造の改革に、中長期な当社の企業価値創造及び向上に必要な不可欠であり、当社の将来における成長性を担保するためにも重要なものであります。それは当然、株主の皆様の利益にも資するものと考えられることから、本件の資金使途は合理的であるとの判断となりました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

現時点での6ヵ月平均株価が707円で、2024年9月12日の終値が638円ですが、行使価額を820円とするのは、すでに発表済みの事業計画を実行達成するうえで、途中経過として到達する目標株価と考えております。

本新株予約権の発行価額については、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役 野口真人、以下「プルータス社」という。）による評価書を参考に、第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を第三者評価機関による評価額と同額の700円（1株当たり7円）といたしました。プルータス社は、発行要項等で定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価638円、ボラティリティ74.32%、行使期間2年間、配当利回り0%、無リスク利子率0.374%、当社及び割当予定先の行動）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、本新株予約権の発行の目的を踏まえ、取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。

また、本新株予約権の行使価額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前取引日（2024年9月12日）の終値及び過去6ヵ月間の取引日の終値の平均値を参考に1株820円といたしました。そして、行使価額820円（本発行決議の前取引日の終値638円の28.53%（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。））は、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向、具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針、本新株予約権の行使期間等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断しました。

なお、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年9月12日）の終値638円の28.53%プレミアム、取締役会決議日の前営業日（2024年9月12日）までの直前1ヵ月間の当社普通株式の終値単純平均値である671円に対して22.14%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヵ月間の終値単純平均値である681円に対して20.31%のプレミアム、同直前6ヵ月間の終値単純平均値である707円に対して15.84%プレミアムとなる金額です。

また、当社監査等委員会3名全員から、発行価額が割当先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株予約権の行使による発行株式数は1,300,000株であり、2024年6月30日現在の当社発行済株式総数5,977,500株に対し21.75%（2024年6月30日現在の当社議決権個数56,923個に対しては22.84%）であります。

しかしながら、当社は前述のように現業の収益率の低下、事業環境の大幅に変化し、また、営業キャッシュ・フローの悪化も楽観できる状況ではないと考えております。こうした状況を打開し、将来に向けた企業価値向上のために、当社は従来の中長期経営計画を修正し、新たに中長期的視野に立った経営方針の下に中期経営計画の策定に着手し、「新たな次代のアクリート」への転換を目指しております。

従来からの当社の基幹事業であるSMS事業においては、今後も増加が予想されている配信通数の増加に耐えうるシステムへの補強は必須であり、事業基盤の補強としての投資は行うべきものであります。加えて新たなセグメントと設定したソリューション事業は新たな収益基盤となる成長因子として機能させていく重要な事業であり、また投資・インキュベーション事業はアクリートの未来を託せるような将来性のある事業や企業への「インベストメント」を担うものであり、当社の成長性と企業価値向上のキーとなる事業であります。

こうした当社の将来の企業価値の創造と向上に不可欠な収益構造改革と組織改編による事業体制構築による中期経営計画の実現のためには、当社の実情に対して最も合理性のある方法による資金調達が不可欠であります。今回の資金調達無くして、次代のアクリートへの転換を図ることは難しく、これは2024年7月12日にお知らせした「中期経営計画の修正」においてご説明した通りであります。SMS事業だけの事業展開では業績の回復も企業価値向上も望めないことは昨期、当期上半期の業績からも明らかであります。第二創業とも言うべき、抜本的な

改革を伴う今回の中期経営計画とその所要資金を調達するための一定規模の増資を実践することには合理性があると判断しております。よって十分な所要資金を調達し、かつ株主の皆様の株式希薄化というデメリットの影響を極力最小限に留めるような設計による、新株予約権の発行を計画いたしました。それは前述の【本新株予約権の特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となり、一方で当社の普通株式の連続する20取引日の終値の平均値が行使価額の150%を超過した場合には、当該20取引日の平均出来高の20%を上限に割当予定先の行使を指示することも可能なため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、かつ、当社の株価が上昇し、より有利な条件下での資金調達手段が取れるような状況となった場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することも可能な設定としております。

加えて割当予定先との協議において、引受による保有した株式の売却は特定者との相対取引ではなく、市場での売却とすることについても確約を得ており、これにより、当社株式の流動性の確保も図っております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、引受先の行使価格は820円であります。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう、各事業を着実に実行し、業績改善に努め、かつ事業の進捗については適時に開示するなど、開かれた経営を行なうことにより、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本は増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であるとも考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 本割当予定先の概要

1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

(1) 名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町1-6-1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事業内容	投資事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 設立年月日	2012年2月1日
(7) 発行済株式数	200株
(8) 決算期	1月31日
(9) 従業員数	4名
(10) 主要取引銀行	みずほ銀行
(11) 大株主及び持ち株比率	浦谷 元彦 100%
(12) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当

		事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。特記した場合を除きます。)					
決	算	期	2022年1月期	2023年1月期	2024年1月期
純	資	産	2,651	2,758	2,965
総	資	産	3,448	3,132	4,243
1株当たり純資産(円)			13,258,504	13,791,670	14,826,852
売	上	高	5,311	1,696	2,271
営	業	利	980	61	154
経	常	利	977	59	163
当	期	純	400	106	207
1株当たり当期純利益(円)			2,000,682	533,165	1,035,182
1株当たり配当金(円)			0	-	-

2. BANA1号有限責任事業組合

(1) 名称	BANA1号有限責任事業組合
(2) 所在地	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
(3) 設立根拠等	組合員が共同して事業を営む為
(4) 組成目的	① 株式会社アクリートに関する株式の購入 ② 株式会社アクリートに関する株式の保有 ③ 株式会社アクリートに関する株式の売却 ④ 前各号に付帯関連する一切の業務
(5) 組成日	平成26年4月30日
(6) 出資の総額	880万円
(7) 出資者	・小松 匡 ・川上 聡 ・平尾 潤一 ・大島 智樹
(8) 出資比率	各自25%
(9) 業務執行組合員の概要	代表組合員 小松 匡
(10) 当事会社間の関係	
上場会社と当該ファンドとの関係	当該ファンドは当社の筆頭株主であり、その他の関係会社に該当します。
上場会社と業務執行組合員との関係	業務執行組合員は当社の社外取締役を兼任しております。

- ※1. 当社は割当予定先、割当予定先の役員、主要株主及び割当予定先に関連する法人が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを各当事者へのヒアリング、メディア掲載情報の検索等によって確認しています。加えて、割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社につき、反社会的勢力の影響下にあるか否かの属性に関して、当社から信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-16-6 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼し、割当予定先及び割当予定先の会社の役員、主要株主、割当予定先と関連する法人のいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報及び違法行為に関わりを示す事項がない旨の調査報告書を受領しております。さらに、当社は、割当予定先との間で反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明及びその保証に関する書面の提出を受ける予定であります。
2. 上記1により当社としては、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主(出資者)がいわゆる反社会的勢力との関係を持っている事実がないと判断しており、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、2024年7月12日に開示した中期経営計画の修正に基づき、新たな企業価値の向上を図るべく、新たな事業体制と事業構築、収益構造の改革を目指しております。この計画を実践していくための所要資金の調達是不可欠であり、この資金調達につき、どのような方法が当社にとって最良の手段方法であるかを検討してまいりました。結果として第三者割当による新株予約権の発行による調達が最も効率的かつ即効性のある方法であるとの結論となりました。その引受けを行っていただける先としては当社が中期経営計画に基づく事業方針、その事業計画を理解いただける方々が最良と考え、そのような割当予定先を選定を行うことと致しました。よってその選定にあたっては、第一に当社の事業内容や経営方針を尊重していただけること、第二に資金調達が適時に行われること、つまり新株予約権の行使について、当社が必要な資金を必要な時期に確保できる可能性が高いこと、第三に現在の経営陣に対して協力的である事を前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

今回の割当予定先についてはまず、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）についてですが、マイルストーン社とは同社の代表者である浦谷氏と当社社外取締役である小松 匡が以前より面識があり、今回の引受けに関する面談を2024年7月10日に行い、引受けについて打診し、7月26日に基本的な了解を得ました。マイルストーン社は東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、これまでに日本国内の上場企業の新株予約権の引受けの実績が多数あり、その払込みについても確認しております。マイルストーン社からは投資の実績に関して、会社設立以後、上場企業約60社以上に対し、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っていることの説明を受けております。また新株予約権の行使は市場動向に応じて適時に実施されている実績も当社にて確認出来ております。よってマイルストーン社を割当予定先として選定することは、事業の進捗に合わせて資金確保を図るという当社の新株予約権の発行目的に合致しており、機動的な資金調達が期待できると判断しております。

次にBANA1号有限責任事業組合（以下、「BANA1号」といいます。）についてですが、BANA1号は当社の筆頭株主で支配株主であり、その組合員はインディゴ株式会社の取締役4名で当社の創業メンバーであります。かつその組合員4名が現在の取締役を兼務しております。

よって当社の中期経営計画の修正に基づく、経営方針及び事業計画、その後に策定を予定している中期経営計画についても熟知する立場におり、また今回の資金調達の重要性も十分に把握しております。また、今回の新株予約権の発行による資金調達についても希薄化に配慮しているといった、その理由も十分に理解しており、事業の進捗に応じた行使につき、その適時対応にも合意しております。BANA1号の組合員が2024年3月開催の定時株主総会にて当社の取締役に就任し、新たな経営陣として経営の一翼を担うこととなったのは前経営陣による実現性に乏しい経営計画の是正、脆弱なコーポレートマネジメント体制の改善、及び曲がり角を迎えているSMS市場において、当社の企業価値の創造と向上のために、次なる成長戦略と新たなビジョンとそれに伴う事業体制と経営体制へ転換の必要性を強く認識したからであり、当社の将来を切り開く経営のために新たに当社の代表者に就任した株本代表取締役社長をサポートし、コーポレートマネジメントの強化を図るためでありました。よって、以上のような点から、今回の割当予定先としては最も適切であると判断いたしました。なお、今回の引受けに関しては、当社代表者である株本より、まず最初の交渉先として2024年7月5日にBANA1号に対して、引受けにつき依頼を行い、了解を得ております。

以上から、当社は本新株予約権の割当予定先を選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

なお、取締役会において、インディゴ株式会社との兼務取締役4名は当決議には参加しておりません。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社との間で保有方針に関しては「基本的に純投資」であり、「長期保有する意思はなく」、「当社の経営に介入する意思がないこと」、「市場動向に配慮しながら売却する」ということを確認しております。またBANA1号についてはその保有方針につき、一定期間保有した後に市場動向に配慮しながら売却していくことを確認しております。また、マイルストーン社及びBANA1号は、本新株予約権の引き受けに際して、当社の機動的な資金調達要請に応ずること、及び当社による取得条項についても同意いただいております。これらについて、各割当予定先に保有方針と合わせて確約書の差入れを行っていただきます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

マイルストーン社に関して、新株予約権の発行価額及び行使に要する資金については2024年9月6日付けの取引金融機関の銀行預金口座の残高照会にて確認しております。

BANA1号に関しては新株予約権の発行価額及び行使に要する資金について、2024年4月15日付けの取引金融機関の銀行預金口座の通帳の取引明細及び組合員からの出資（出資比率に変更なし）及び借入（借入期間6カ月、当社株式の担保有）により対応する旨の書面にて払込みに要する財産の確認を行っております。

(5) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

(6) その他の重要な契約

当社が本割当予定先との間で締結した引受契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、本割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2024年6月30日現在)		募集後	
BANA1号有限責任事業組合	23.05%	BANA1号有限責任事業組合	27.18%
株式会社ファブリアホールディングス	4.97%	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	9.62%
SIX SIS LTD. (常任代理人三菱UFJ銀行)	2.74%	株式会社ファブリアホールディングス	4.08%
田中 優成	1.84%	SIX SIS LTD. (常任代理人三菱UFJ銀行)	2.25%
河間 正雄	1.30%	田中 優成	1.51%
柴田 将弥	1.26%	河間 正雄	1.07%
BARTLETT TOBY DOUGLAS	0.93%	柴田 将弥	1.04%
森田 泰彰	0.88%	BARTLETT TOBY DOUGLAS	0.76%
橋本 公裕	0.75%	森田 泰彰	0.72%
上川 佳一	0.70%	橋本 公裕	0.61%

- (注) 1. 2024年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 募集後の所有株式数の割合は、2024年6月30日現在の発行済株式総数5,977,500株に、割当予定先に本新株予約権行使により発行する新株式の総数1,300,000株を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じ、大株主の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

今後の業績の見通しについては算定が可能となった時点で公表をする予定にしております。ま

た、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（千円）

	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
売上高	2,764,817	4,568,629	3,643,820
営業利益	498,159	1,184,939	344,750
経常利益	493,886	1,193,024	343,543
当期純利益	342,530	836,464	90,258
1 株当たり当期純利益（円）	60.42	143.93	15.86
1 株当たり配当金（円）	10.00	10.00	5.00
1 株当たり純資産額（円）	282.79	294.62	302.68

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,977,500 株	100.00%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
始値	1,451 円	1,466 円	3,305 円
高値	2,557 円	4,030 円	3,265 円
安値	1,178 円	941 円	1,003 円
終値	1,395 円	3,350 円	1,050 円

（注）各株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

②最近 6 カ月間の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始値	780 円	720 円	735 円	730 円	653 円	758 円
高値	785 円	777 円	762 円	745 円	830 円	759 円
安値	691 円	672 円	700 円	645 円	437 円	605 円
終値	719 円	736 円	734 円	653 円	735 円	638 円

（注）1. 各株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2. 2024 年 9 月の株価については 2024 年 9 月 12 日現在のものを表示しております。

③発行決議日前日における株価

	2024 年 9 月 12 日
始値	620 円

高値	638 円
安値	619 円
終値	638 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要領
別紙記載のとおり

第4回新株予約権の要項

株式会社アクリート第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称
株式会社アクリート第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 9,100,000 円
3. 申込期日
2024年9月30日
4. 割当日及び払込期日
2024年9月30日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のとおりに割当てる。
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 7,000 個
BANA1号有限事業責任組合 6,000 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,300,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
13,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 700 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、820 円とする。
10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \end{array} = \times \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \quad \text{1株あたり} \\ \text{株式数} \quad \text{の払込金額} \\ \times \\ \text{既発行普通} \quad \text{株式数} \\ + \\ \text{株式数} \quad \text{1株あたりの時価} \end{array}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\begin{array}{r} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に} \\ (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

- この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日に於ける当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併又は株式交付のために行き行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2024年10月1日から2026年9月30日（但し、2026年9月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使指示

株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において当社普通株式の連続する5取引日の終値の平均値が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該5取引日の平均出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができるものとする。上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

(1) 本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得

をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は本新株予約権 1 個につき予約権払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。

14. 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間

当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
19. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
20. 行使請求受付場所
株式会社アクリート 経営企画部
21. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 700 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当該発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2024 年 9 月 12 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値及び過去 1 カ月、3 カ月、6 カ月間の取引日の終値の平均値を参考に 1 株 820 円といたしました。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上